

滋賀県で排水基準値を定める農薬成分とその基準値一覧

(令和6年12月現在)

「ゴルフ場使用農薬に係る排水基準」において定めている農薬成分の「水濁排水基準値」(\*1)と「水産排水基準値」(\*3)の一覧表です。ゴルフ場からの排水中の農薬成分の濃度は、常にこれらの基準値(\*1および\*3)を超えてはならないこととなっています。

なお、環境省により「水質汚濁に係る農薬登録基準(水濁基準値)」(\*2)および「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準値)」(\*4)が追加・変更されると、連動して基準値が追加・変更となることがあります。最新の基準値の確認にあたっては、環境省HPで農薬登録基準の追加・変更の状況も確認してください。

農薬成分名	水濁排水基準値(*1) (mg/L)	ゴルフ場使用農薬 に係る排水基準 に掲載	環境省HPに水質 汚濁に係る農薬 登録基準(*2)が掲 載	水産排水 基準値(*3) (mg/L)	環境省HPに水域 の生活環境動植 物の被害防止に 係る農薬登録基 準(*4)が掲載	備考
1 アシベンソラルS-メチル	0.2		○	2.2	○	
2 アゾキシストロビン	0.47		○	0.28	○	
3 アメトクラジン	7.1		○	0.064	○	
4 イソプロチオラン	0.26		○	9.2	○	
5 イプロジオン	0.05		○	1.8	○	
6,7 イミノクタジナルベシル酸塩 及びイミノクタジン酢酸塩	0.0061		○	0.027	○	イミノクタジンとして
8 オキシテトラサイクリン	0.07		○	0.84	○	
9 カスガマイシン-塩酸塩	0.25		○	66	○	カスガマイシン(遊離塩基)として
10 クレソキシムメチル	0.95		○	0.16	○	
11 シアゾファミド	0.45		○	0.088	○	
12 ジフェノコナゾール	0.025		○	0.75	○	
13 シプロコナゾール	0.03	○		20	○	
14 シメコナゾール	0.022		○	14	○	
15 ジラム	-			0.0096	○	
16 ストレプトマイシン硫酸塩	-			4.1	○	ストレプトマイシン(遊離塩基)として
17 チウラム	-			0.10	○	
18 TPN	0.047		○	0.08	○	
19 チオファネートメチル	0.3	○		1.0	○	
20 チフルザミド	0.037		○	1.4	○	
21 テトラコナゾール	0.01		○	2.8	○	
22 テブコナゾール	0.077		○	2.6	○	
23 トルクロホスメチル	0.17		○	0.93	○	
24 バリダマイシン	0.95		○	100	○	
25 ピカルブトラゾクス	0.061		○	0.34	○	
26 ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	0.1	○		28	○	
27 ビラジフルミド	0.055		○	1.6	○	
28 ビリベンカルブ	0.10		○	0.60	○	
29 フェリムゾン	0.050		○	6.2	○	
30 フルオキサストロビン	0.039		○	0.47	○	
31 フルオビコリド	0.21		○	1.3	○	
32 フルジオキシニル	0.87		○	0.77	○	
33 フルトラニル	0.23		○	3.1	○	
34 プロバモカルブ塩酸塩	0.77		○	100	○	
35 プロピコナゾール	0.050		○	5.6	○	
36 プロピネブ	-			0.21	○	
37 ヘキサコナゾール	0.012		○	2.9	○	
38 ベンシクロン	0.14		○	1.0	○	
39 ベンチオピラド	0.2		○	0.56	○	
40 ポスカリド	0.11		○	5.0	○	
41 ホセチル	2.3		○	28	○	
42 ポリオキシシンD亜鉛塩	19		○	4.0	○	
43 マンゼブ	-			0.12	○	
44 マンデストロビン	0.50		○	1.2	○	
45 ミクロブタニル	0.063		○	9.7	○	
46 メタラキシルM	0.058		○	95	○	
47 メトコナゾール	0.05		○	2.1	○	
48 メプロニル	0.1		○	4.2	○	
49 水酸化第二銅	-			0.0038	○	銅として
1 BT	-			-		
2 MEP(フェニトロチオン)	0.013		○	0.014	○	
3 アセフェート	0.0063		○	55	○	
4 イソキサチオン	0.005		○	0.00020	○	
5 イミダクロプリド	0.15		○	0.019	○	
6 インドキサカルブ	0.013		○	0.6	○	
7 エトフェンプロックス	0.082		○	0.0067	○	
8 カルタップ	0.042		○	0.16	○	
9 クロチアニジン	0.25		○	0.028	○	
10 クロラントラニリプロール	0.69		○	0.029	○	
11 クロフルアズロン	0.087		○	0.00029	○	
12 シクラニリプロール	0.031		○	0.077	○	
13 スタイナーネマ カーボカブサエ	-			-		
14 スタイナーネマ グラセライ	-			-		
15 ダイアジノン	0.002		○	0.00077	○	
16 チアメトキサム	0.047		○	0.035	○	
17 チオジカルブ	0.08	○		0.027	○	
18 テトラニリプロール	2.3		○	0.17	○	
19 テブフェノジド	0.042		○	0.83	○	
20 フルベンジアミド	0.045		○	0.058	○	
21 メトキシフェノジド	0.26		○	3.7	○	

農薬成分名		水濁排水水基準値(*1) (mg/L)	ゴルフ場使用農薬に係る排水基準に掲載	環境省HPに水質汚濁に係る農薬登録基準(*2)が掲載	水産排水水基準値(*3) (mg/L)	環境省HPに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(*4)が掲載	備考
1	DBN	0.02		○	1.5	○	
2	IPC	0.1		○	3.7	○	
3	MCPA イソプロピルアミン塩	0.005		○	61	○	MCPAとして
4	MDBA	0.93		○	88	○	MDBA酸として
5	S-メトクロール	0.25		○	0.23	○	
6	アシュラム	1.0		○	90	○	
7	アトラジン	-			1.5	○	
8	アラクロール	0.02		○	0.047	○	
9	イソキサベン	0.13		○	1.3	○	
10	イマゾスルフロン	-			6.9	○	
11	インダジフラム	0.05		○	0.71	○	
12	エトキシスルフロン	0.14		○	3.0	○	
13	エトベンザニド	0.11		○	0.78	○	
14	エンドタールニカリウム	0.023		○	18	○	エンドタールとして
15	オキサジアゾン	0.0095		○	0.35	○	
16	オキサジクロメホン	0.024		○	8.3	○	
17	カフェンストール	0.007		○	0.020	○	
18	カルフェントラゾンエチル	0.07		○	0.13	○	
19	クミルロン	0.02		○	0.90	○	
20	クロリムロンエチル	0.2		○	0.037	○	
21	シアナジン	0.0014		○	0.29	○	
22	シクロスルフアムロン	0.08	○		0.035	○	
23	ジチオビル	0.0095		○	0.56	○	
24	トリアジフラム	0.023		○	2.5	○	
25	トリクロピルトリエチルアンモニウム	0.006	○		86	○	トリクロピルとして
26	トリフロキシスルフロンナトリウム塩	0.61		○	0.28	○	
27	ハロスルフロンメチル	0.26		○	0.050	○	
28	ピラソスルフロンエチル	0.02		○	0.0087	○	
29	ピラフルフェンエチル	0.45		○	0.0082	○	
30	ピリブチカルブ	0.023		○	0.10	○	
31	ピロキサスルホン	0.05		○	0.0074	○	
32	フェノキサスルホン	0.45		○	0.0093	○	
33	ブタミホス	0.02		○	0.62	○	
34	フラザスルフロン	0.034		○	0.17	○	
35	フルセトスルフロン	0.10		○	79	○	
36	フルフェナセット	0.029		○	1.3	○	
37	フルボキサム	0.021		○	2.3	○	
38	フルミオキサジン	0.047		○	0.0055	○	
39	プロジアミン	0.17		○	0.0046	○	
40	プロビザミド	0.050		○	4.7	○	
41	フロラスラム	0.13		○	0.094	○	
42	ペンタゾン(ナトリウム塩)	0.23		○	88	○	
43	ペンディメタリン	0.31		○	0.14	○	
44	ホラムスルフロン	1.3		○	97	○	
45	メコプロップPカリウム塩	0.047		○	81	○	メコプロップ酸として
46	メソトリオン	0.007		○	43	○	
47	メタミホップ	0.011		○	0.28	○	
48	メチオゾリン	0.18		○	1.9	○	
49	メスルフロンメチル	-			8.7	○	
50	ヨードスルフロンメチルナトリウム塩	-			0.61	○	
51	リムスルフロン	-			9.8	○	
52	レナシル	-			0.15	○	

除草剤

(\*1)「水濁排水水基準値」:「水質汚濁に係る農薬登録基準(水濁基準値)」  
(またはゴルフ場使用農薬に係る排水基準に掲載された値)と同じ値となります。

(\*2)「水質汚濁に係る農薬登録基準(水濁基準値)」:次の環境省HPに掲載。

[https://www.env.go.jp/water/dojo/novaku/odaku\\_kijun/kijun.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/novaku/odaku_kijun/kijun.html)

(\*3)「水産排水水基準値」:「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準値)」の10倍の値となります。

(\*4)「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準値)」:次の環境省HPに掲載。

<https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>